

令和2年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の考え方

高齢者総合ケアセンターサンフレンズ 施設長

標記加算について、次のように計画します。ただし、あくまでも見込みであり、事業収入によって支給額には変動があります。
(支給対象期間: 令和2年4月分給与～令和3年3月給与分)

1. 介護職員等特定処遇改善加算の区分 介護職員等特定処遇改善加算 I
2. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の対象事業
介護老人福祉施設(従来型)、介護老人福祉施設(個室ユニット)、短期入所生活介護(予防)、訪問介護(予防)、通所介護(予防)、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(予防)、認知症通所介護(予防)
3. 法人独自の改善手当の設定(対象事業)
訪問看護(予防)、ケアハウス、居宅介護支援事業(予防)、在宅福祉相談、地域包括支援センター
4. 賃金改善の方法(1)介護職員処遇改善加算(昇給・各種手当・賞与等に活用)
5. 賃金改善の方法(2)介護職員等特定処遇改善加算及び法人独自の改善手当(表1)

(表1)

	第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ
条件	介護福祉士で、経験・技能を有している10年以上勤続職員。 ・他法人等における経験も通算可。 ・10年以上の経験がなくても、事業所の裁量で、業務や技能等を勘案し柔軟に設定して良い。 ・グループ内の一人ひとりの改善額は柔軟に設定できる。	第1グループ以外の介護職員 ・グループ内の一人ひとりの改善額は柔軟に設定できる。	その他の職員(介護職員以外) ・グループ内の職員一人ひとりの改善額は、柔軟に設定できる。	
施設における基準	①第1・2・3グループ毎に均等割りして特定処遇改善手当として毎月支給する。 ②介護福祉士を有し、介護の業務経験が8年以上の介護職員とする。 ③介護業務の経験は、他の事業所の経験を含む。	①第1・2・3グループ毎に均等割りして特定処遇改善手当として毎月支給する。 ②第1グループ以外の介護職員。 ③賃金改善の費用の見込額の平均が、第1グループの賃金改善見込額の平均の1/2以内。	①第1・2・3グループ毎に均等割りして特定処遇改善手当として毎月支給する。 ②介護職員以外の職員 ③賃金改善の費用の見込額の平均が、第2グループの賃金改善見込額の平均の1/2以内。 * 第3グループの賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を超えないこと。	第1～3グループ以外の職員 (法人独自の処遇改善手当) ①毎月の手当として支給する。 ②第3グループと同じ支給額とする。 * 賃金改善後見込額が年額440万円を超えないこと。
職員対象数	55名	62名	34名	26名
改善額(平均)	1人当たり(月) 13,000円	1人当たり(月) 6,000円	1人当たり(月) 3,000円	1人当たり(月) 3,000円
	パート(非保険者)はおおむね1/2の支給	パート(非保険者)はおおむね1/2の支給	パート(非保険者)はおおむね1/2の支給	パート(非保険者)はおおむね1/2の支給
	改善前賃金見込が440万円/年を超えるものについては概ね1/2支給			
	登録ヘルパーは訪問回数による	登録ヘルパーは訪問回数による		
グループ振り分けの判断基準日は、令和2年4月1日とする。				